

生前贈与による不動産名義変更の必要書類【一覧表】

区分	書類名	詳細・備考
贈与者 (譲り渡す方)	登記識別情報通知 (登記済権利証)	対象不動産のもの 【取得先】手元にあるもの
	印鑑証明書	3ヶ月以内のもの 【取得先】住所地の市区町村役場
	固定資産評価証明書	名義変更する年度のもの 【取得先】不動産所在地の市区町村役場
受贈者 (譲り受けの方)	住民票	期限はとくになし 【取得先】住所地の市区町村役場
その他	贈与契約書 贈与証書	贈与のあったことがわかる書類 【取得先】自分で作成(または司法書士が作成)
	本人確認資料	運転免許証等のコピー ※ご依頼の場合は、お二人分が必要

不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください 【相談無料】

司法書士法人 不動産名義変更手続センター

0120-670-678

電話相談受付時間：9:00～18:00 (土日祭日を除く)

<https://www.meigi-henkou.jp/>

司法書士法人 不動産名義変更手続センターを選ぶ理由

1. 専門性と豊富な実績：不動産名義変更の「プロフェッショナル」

- ・ 東京で不動産名義変更を専門とする実績豊富な司法書士法人です。
- ・ 毎年2,000件を超える無料相談実績があり、複雑な事案も多数解決しています。
- ・ この実績と専門特化が、迅速かつ正確な手続きを可能にします。

2. 依頼者の不安を解消する「明確でシンプルな料金体系」

- ・ お客様の不安を解消するため、**明確で分かりやすい料金設定**を徹底しています。
- ・ 複雑な設定や、後から追加される分かりにくい加算がないシンプルな費用プランをご用意。

3. 全国対応・オンライン申請による地理的制約の解消

- ・ **オンライン申請**により全国の法務局に対する申請が可能です。
- ・ 遠方の不動産であっても、交通費や日当などの費用追加は一切発生しません。

4. ワンストップサービスと他士業連携による総合サポート

- ・ 名義変更手続きに関する「手続きの問題」「法律の問題」「税金の問題」についても、**全てサポートするワンストップサービス**を提供。
- ・ 弁護士、税理士、不動産業者などと強固に連携し、幅広いニーズに対応可能です。

5. 依頼から完了までの期間短縮と、手間のかかる作業の完全代行

- ・ 面倒な作業（証明書収集、契約書の作成など）を全てワンストップで代行するため、依頼者は完全に手間から解放されます。
- ・ 土曜・日曜・祝日や夜間（要予約）でも相談に対応しており、柔軟なサービス提供を心がけています。

«司法書士法人 不動産名義変更手続センター»

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-6-11 九段渋木ビル4F

TEL: 03-6265-6559 / FAX: 03-6265-6569

E-mail: info@meigi-henkou.jp

代表 司法書士 板垣 隼